（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

**第二条**　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | |
|---|---|
| 活動 | 基準 |
| ［略］ | |
| 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第一号に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。<br>二　［略］ |
| 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において技能、技術又は知識を修得することができる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格（法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。以下この項において同じ。）をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。<br>二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。<br>三　企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては、当該在留資格をもって本邦に在留した期間が通算して一年に達していないこと。 |
| 法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動 | 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。<br>［号を削る。］ |
| ［略］ | ［号を削る。］ |

| 改正前 | |
|---|---|
| 活動 | 基準 |
| ［同上］ | |
| 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。<br>二　［同上］ |
| ［項を加える。］ | |
| 法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条第三号に該当する場合で、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。<br>二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 |
| ［同上］ | |